

児童・生徒にとって身近な存在である教職員向け資料

ヤングケアラーの現状と支援のあり方

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に認識がないといった理由により、支援が必要であっても表面化しにくいいため、身近にいる学校の教職員が早期に気づき、しっかりと子どもの気持ちに寄り添って対応することが求められています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和3年3月 厚生労働省・文部科学省)

によると中高生の約20人に1人がヤングケアラーである可能性があります。

年齢や成長に見合わない、重い責任を担うことで・・・

「学校に行けない」、「勉強や自分の時間が取れない」など

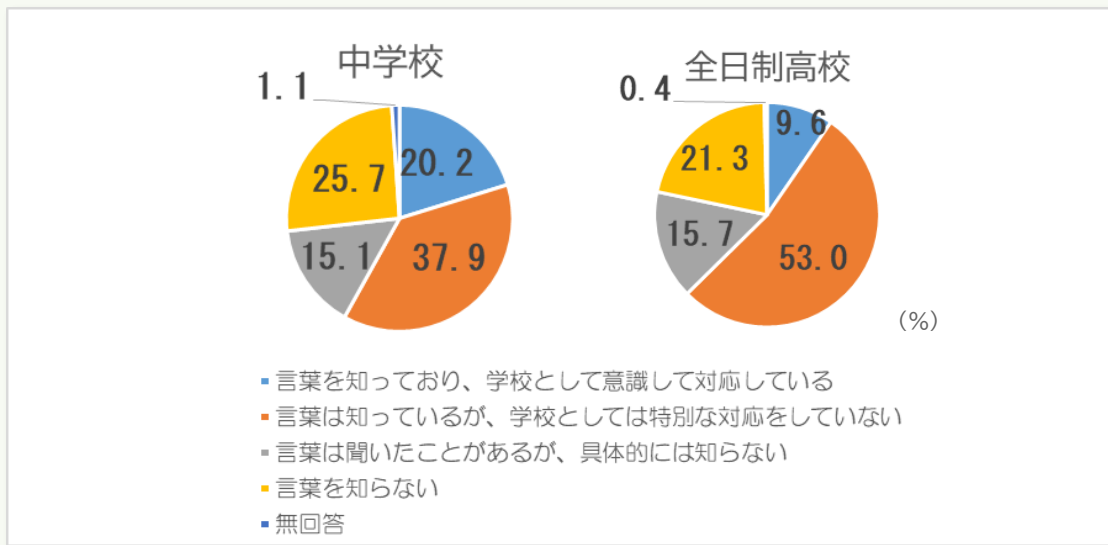
『子ども自身の権利が守られていない』ことが懸念されています。

1 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」からわかったこと

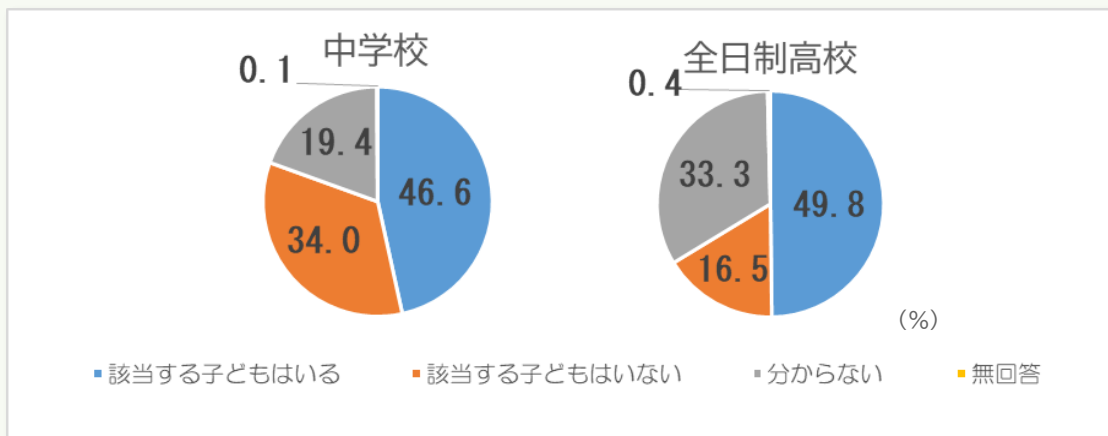
厚生労働省と文部科学省により、令和2年12月に全国の公立学校(中学・全日制高校)と生徒(中学2年生・高校2年生)を対象とした実態調査が実施され、令和3年4月に調査結果が公表されました。

学校対象調査

- 「ヤングケアラー」の概念の認識については、中学校、全日制高校ともに「言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない」という回答が最も多く、次いで「言葉を知らない」が多い。



- 「ヤングケアラー」の定義を示したうえで、該当すると思われる子どもが「いる」と回答した中学校が46.6%、全日制高校が49.8%となっている。

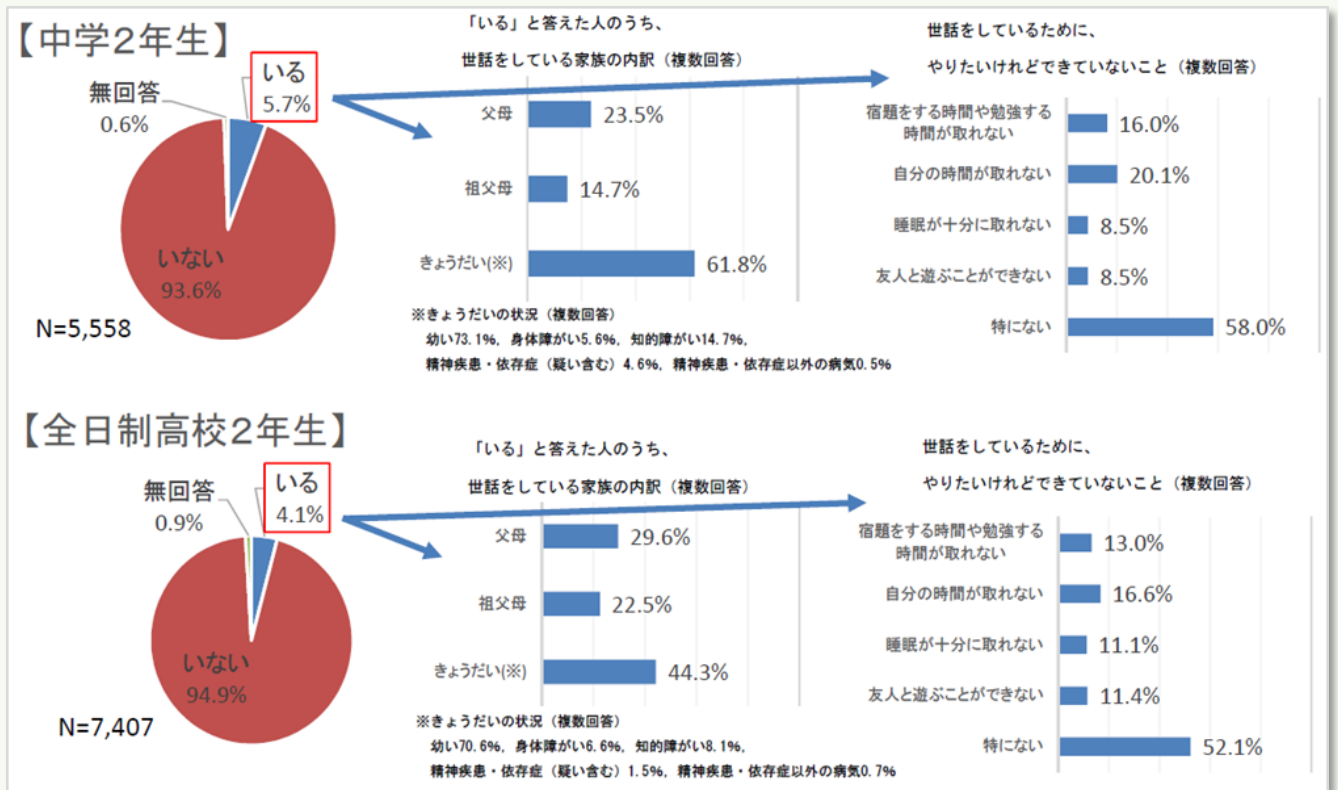


教職員一人ひとりが「ヤングケアラー」についての認識を高める必要があります。

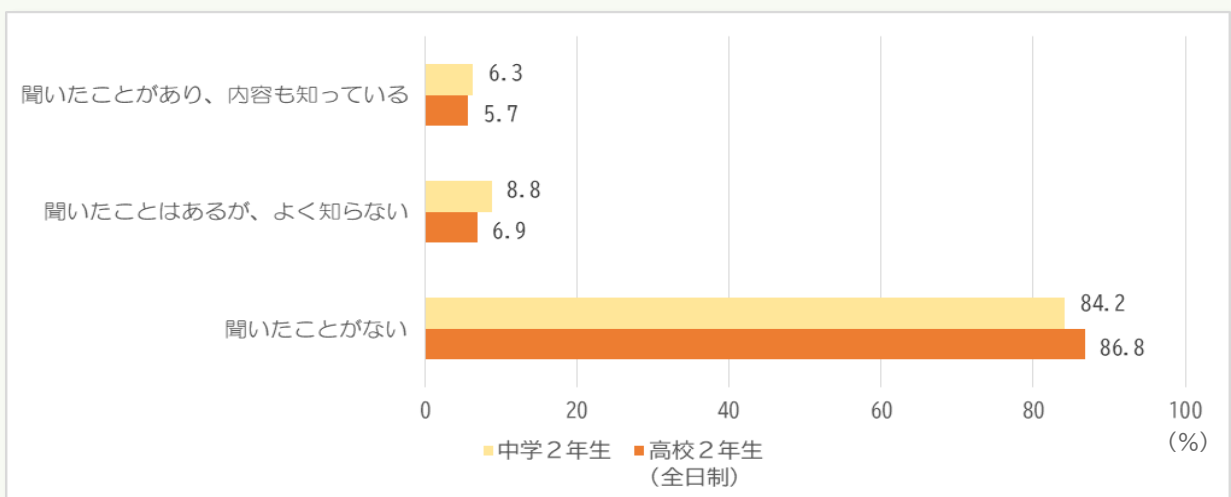
・「ヤングケアラー」の概念を知っている学校は約6割
・「ヤングケアラー」と思われる子どもがいる学校は約半数
家族のケアやお手伝いをする事自体は、本来素晴らしい行為ですが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題となっている。

生徒対象調査

- 「世話をしている家族の有無」については、中学2年生の5.7%、全日制高校2年生の4.1%が「いる」と回答している。



- 「ヤングケアラー」の認知度については、中学生・高校生(全日制)で「聞いたことがない」が8割以上を占めている。



- ・中高生の約20人に1人は「ヤングケアラー」と思われる。
- ・ヤングケアラーの約半数はきょうだいの世話をしている。
- ・家族の世話をしているために困っていることは「自分の時間がとれない」「宿題や勉強する時間が取れない」など
- ・ヤングケアラーの認知度は「聞いたことがない」が8割以上

「ヤングケアラー」の認知度の低さに加え、子ども自身が「ヤングケアラー」と自覚していないため、対応が難しいという現状があります。

2 学校における「ヤングケアラー」支援の流れ

学校は児童・生徒が多く時間を過ごすことや、教職員にとって児童・生徒の変化に気づきやすい場所であることから、強みを生かし、「ヤングケアラー」を早期に発見・把握し、児童・生徒を適切な支援につなげていくことが期待されています。

① 早期発見・気づき

“遅刻や早退が多い”“学習意欲が減退してきた”など、気になる変化がみられる児童・生徒は、支援が必要なヤングケアラーである可能性があります。児童・生徒の日頃の様子だけでなく、下記のチェックリストや個人面談、保護者面談、児童・生徒カード、学校生活アンケートの活用など、学校が早期発見・積極的な把握のための工夫をし、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを行うことが大切です。

早期発見のためのチェックリスト ～支援の第一歩は「気づき」から～

<児童・生徒の状況>

- 欠席・遅刻・早退が多い。不登校傾向である。
- 保健室で過ごしていることが多い。
- 課題や宿題の提出遅れや提出忘れが多い。
- 家庭学習の時間確保が困難。
- 授業中の集中力が欠けている、
居眠りしていることが多い。
- 学力が低下している。
- 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや
提出忘れが多い。
- 学校に必要なものを用意してもらえない。

- 修学旅行や宿泊行事等を欠席する。
- 諸会費納入が遅れる、未払い。
- クラスメイトとの関わりが薄い、
一人でいることが多い。
- 元気がない、極端に痩せてきた。
- 年齢と比べて情緒的成熟度が高い。
- 生活のために過度なアルバイトをしている。
- 生活のために就職を希望している。
- 面談等で通訳をすることがある。
- 放課後補習や部活動への参加が困難、
休みが多い。

<家族の状況>

- 介護が必要な家族がいる。
- 障害や病気のある家族がいる。
- 精神疾患(疑い含む)のある家族がいる。
- 日本語を第一言語としない家族がいる。
- 幼いきょうだいが多い。
- 保護者が多忙である。
- 経済的に苦しい状況である。

② 状況把握

ケアの状況(ケアの相手、時間、内容、責任の重さ等)や、児童・生徒本人の意向、要望を確認します。その際は、ケアに対する本人の思いを尊重し、丁寧に関き取りを行うことが大切です。全てのヤングケアラーに支援が必要であるという固定概念をもって対応すると、ケアや家事をすることにやりがいを感じている児童・生徒にとっては、かえって否定された気持ちになることも考えられます。「ヤングケアラーで子どもらしい生活が送れない児童・生徒＝支援が必要な児童・生徒」と考えることが大切です。

【留意点:ケアを担っていることを否定しない】

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが家族として当然と思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、児童・生徒本人の状況を認めたくて、「いつでも助けを求めていい」ということや、「自分の人生を生きてもいい」ということをしっかりと伝え、必要な支援を受けることができるということを示すことが重要です。

③ 情報共有・アセスメント・学校における支援目標と計画の検討

ケース会議等における情報共有の際は、例えばスクールソーシャルワーカー(SSW)を介して学校外の関係機関等とも連携し、家庭の状況等に関する情報を集め、児童・生徒本人の状況と合わせて情報共有を図ることで、本人の全体像を捉え、必要な支援計画を検討することができます。

【留意点①:ヤングケアラーであることを認識していないことに配慮した対応】

児童・生徒本人や保護者の中には、支援が必要な状況であることを認識しておらず、外部の人・機関が家庭内の事情に係ることへの抵抗感などから、支援につなぐことが困難なケースが多くみられます。そのため、まずは「ヤングケアラー」という概念、子どもとして守られる権利があること、そして本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている状況であることなどを丁寧に説明し、児童・生徒自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。

【留意点②:ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮】

支援を受ける必要性は理解・納得していても、支援を受けることへの抵抗感や、支援が必要な家庭状況であることを周囲に知られたくないと考える児童・生徒もいます。ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、誰に知らせてよいのかを確認することや、ヤングケアラー自身やその家族が偏見をもたれないようにすることなど、十分に配慮した対応が必要です。

④ 支援の必要性の判断と支援機関への連絡

児童・生徒本人への聞き取りやアセスメントの結果によって、適切な支援が必要であると考えられる場合には、教育相談コーディネーターやSSW等と連携し、本人や保護者に同意を得た上で、まず児童・生徒が居住している市町村の福祉担当課へ連絡をとり、状況を伝えるとともに、支援内容の確認をします。市町村の福祉担当課へ連絡する際は、児童・生徒への聞き取りの中で支援ニーズを明確にしておき、適切な担当課に情報提供し、関係福祉機関へつなぎます。

⑤ 校内支援体制・支援計画の確認(検証・評価)

福祉機関への情報提供・連絡とともに、校内で引き続きどのような支援(福祉の支援と連携した児童・生徒本人への支援)を行っていくのかについて確認します。場合によっては、福祉機関の担当者を学校に招聘し、合同ケース会議等を行うことも考えられます。担任や養護教諭、スクールカウンセラー(SC)が協働して児童・生徒の悩み相談や心のケアを図ったり、学習支援として、授業動画の活用や児童・生徒のペースに合わせた提出期限の設定を行ったりするなど、それぞれのニーズに合わせた支援方法等を校内で検討することが必要です。

【留意点:ヤングケアラーの児童・生徒の心理面でのサポートも必要】

ヤングケアラーに対する支援は、ケア対象者を福祉サービス等につなぎ、ヤングケアラー自身のケアからの解放や負担軽減を行うことだけではありません。ヤングケアラーである子どもたちは、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失った喪失感や無力感、ケアの責任の重大さからくる心理的負担が大きいことから、SCと連携したメンタル面でのサポートも重要になります。

支援を受けることにより、子どもとしての権利が守られるようになり、ヤングケアラーがケアから解放または軽減された後、あらためて自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる教職員の存在が重要です。

3 保護者等へのかかわり方

学校や教職員、SSWからの一方的な捉え方ではなく、当事者である児童・生徒自身にとって、最も大切なことは何なのか、という視点で関わるのが大切です。

また、児童・生徒自身の自己決定を尊重する姿勢が重要であり、問題の解決にあたっては児童・生徒や保護者等に寄り添い、ともに取り組む姿勢が大切です。

● 話を聴く

保護者等に状況を確認するときは、まずきちんと話を聴く姿勢をもつことが大切です。特に初回については十分な配慮が必要です。

● 心情や背景の理解に努める

保護者等も何らかの事情や、福祉的な援助が必要な状況など、様々な背景がある場合があります。

● 責めない

保護者等に対して、一方的に児童・生徒のおかれている状況を非難したり、指導したりすることは、問題解決に向けての効果が期待できないばかりか、信頼関係の構築を妨げ、態度を硬化させることにもなりかねません。

4 児童・生徒の理解促進に向けた取組み

「ヤングケアラー」という言葉を正しく理解している児童・生徒はまだ少なく、社会的認知の低さから本人や周囲が気づきにくいという問題があります。また、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくいという課題もあります。

教職員から児童・生徒へ向けてヤングケアラーに関する情報を日頃から積極的に発信することで、学校にはわかってくれる人がいるという気づきにつながります。支援が必要なすべての児童・生徒の居場所となるような学校づくりに取り組んでください。

たとえば

- ・ 人権教育の一環として、ヤングケアラーを題材とした講演会等を実施する。
- ・ 図書室にヤングケアラーの書籍を置いたり、ヤングケアラーに関するポスターやリーフレットを積極的に活用して周知する。
- ・ 教科「家庭科」や「社会科」において、介護に関する学習の際にヤングケアラーについて触れる。

5 学校での対応事例

事例

高校1年の女子生徒(以下:A)は、夏季休業明けから遅刻・早退が多くなり表情が暗い様子が見られるようになった。担任がAに理由を尋ねてみると、Aの母親が精神疾患のため、現在、仕事をする事ができず、弟の面倒や家事は主にAが行っていること、弟の保育園の送迎を母親の体調が良くない時は、Aが代わりに行っていること、母親は不安定になると「死んでしまいたい」とつぶやいたり暴れてしまうことがあるため、夜中であっても落ち着くまでAが相手をしているということなどがわかった。

Aの状況を心配した担任は、Aの今後の学校生活について母親と話がしたいと提案したが、Aは「母親がこうなってしまったのは私のせいなので、おおごとにしなないでほしい」との訴えだった。詳細を聞くと、幼い頃より母親の期待に応えられなかったことが原因で母親は体調を崩していると考えているということだった。

背景

- ・ A、母親、弟の3大家族。両親はAが小学校の頃に離婚しており、母子家庭である。
- ・ 小学校の頃より母親からの束縛や、期待通りにいかなかった時の叱責がひどかった。しかし、学校生活は問題なく過ごしていた。
- ・ 母親は世間体を気にし、自治体からの支援サービスなどは受けていない。

対応のポイント

- 生徒の変化を確認した場合は、早期に情報共有や面談を実施するなど、生徒の状況を把握する。
- 現状をどう受け止めているのか確認し、「ヤングケアラー＝支援が必要な生徒」と決めつけた対応はしない。また、家事や介護を担っていることを無条件に受け止め、Aの頑張りを認める姿勢を示す。
- 今後、Aが希望する進路をあきらめたりすることが考えられるため、Aを支える制度があることを説明するなど、経済的な支援についても働きかける。将来の展望を見据えた支援について考える。
- ヤングケアラーと思われる現状を把握した上で、支援に繋げる必要があると判断した場合でも、本人や保護者が支援を拒否することがある。その際は、SSWの協力を得ながら、子どもの利益につながることや、支援の必要性を繰り返し伝え、外部機関につなぐことを説明する。
- ケース会議を実施し、Aと母親の同意を得て、居住する自治体の福祉事務所へAや母親の状況を伝え、Aの負担軽減と経済的支援が必要な状況を説明する。

その後の状況

- 居住している自治体の福祉事務所と連携し、生活保護の受給につなげた。また、訪問看護サービスを受けられることとなり、Aの負担の軽減に繋がった。
- 学校は、Aが遅刻した際はさりげなく理由を聞くことや、宿題を提出期限内に提出することが困難な場合は事前に相談するよう伝えるなど、Aの状況に配慮した対応をとるとともに、SCと連携を図りながらAの学校生活を継続的に見守ることとした。

～ヤングケアラーの声～

睡眠時間が削られて、授業中眠くなったり、集中が切れることがよくあるので、気軽に先生に勉強の仕方や分からないところを質問できるような環境が欲しい。



児童・生徒が悩んだときの相談窓口

☎ 子ども家庭110番

0466-84-7000 毎日9:00～20:00(年末年始も含む)

☎ かながわ子ども家庭110番相談LINE

ID「@kana_kodomo110」

月曜日から土曜日9:00～21:00(12月29日～1月3日を除く)

☎ 24時間子どもSOSダイヤル

0120-0-78310 24時間・365日

0466-81-8111 24時間・365日

ヤングケアラーに関する情報

- 神奈川県ケアラー支援ポータル「ヤングケアラーのコーナー」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>
※ 上記の相談窓口以外の情報も掲載しています。



- 厚生労働省「ヤングケアラーについて」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>



- 文部科学省「ヤングケアラーについて」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008_00003.htm



- 日本ケアラー連盟「ヤングケアラープロジェクト」
<https://youngcarerjp.jimdofree.com/>

